

香川県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）について

提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

健康福祉総務課 地域保健グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3254/FAX:087-806-0209

E-mail:kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

令和6年12月10日から令和7年1月9日までの1カ月間、香川県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2人から9件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 2件

合計 2件

〈提出されたご意見の数〉

計画の必要性等に関する事 1件

他機関等との連携等に関する事 3件

人材育成に関する事 3件

情報提供に関する事 2件

合 計 9件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
計画の必要性等に関する事	
専門家である方々がコロナワクチン自体に警鐘を鳴らしており、それからコロナワクチン接種の方が未接種者より身体に不全を起こしている事実があります。そのデータは厚生労働省が公表しているものです。過去4年を振り返ってみるとワクチン自体が感染症の状況を作り出しているのではないかとも思っています。つまり、近年の感染症は人為的に生み出されたものであり、そもそも「新型コロナウイルス等対策	新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条の規定により、都道府県知事は、政府行動計画に基づき都道府県行動計画を作成するものとされています。 本計画案においては、ワクチンを接種したことによる症状等について、国の方針を踏まえて、適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済につなげるように努めることとしています。また、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法につ

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
行動計画」なるものそれ自体が必要ないものであると思います。 その他、ワクチン（私は生物兵器だと考えていますが）には不妊、がん、血栓形成による心筋梗塞・脳梗塞、遺伝子異常などの健康被害が日本でも 38,000 件程報告されている（厚労省データ）。 どうか政府の指示を鵜呑みにしない、地方自治体としての尊厳を保った政策をしていただきたい。	いて、県又は市町から住民へ周知を行うこととしております。
他機関等との連携等に関すること	
感染症法に基づく、香川県感染症予防計画を感染症対策課が香川県感染症対策連携協議会に諮り令和 6 年 3 月 19 日に改正しました。末尾に特措法・地域保健法及び医療法に基づく医療計画と整合性を図ると記載されています。保健医療圏は、東部（高松市含む）・小豆・西部の 3 保健医療圏で、地域医療構想の 3 医療圏と異なり、準備期に保健所設置市の高松市との連携を具体的に説明してくだされませんか。	県と保健所設置市である高松市の間では、県新型インフルエンザ等対策行動計画を作成・変更する際の意見聴取（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 7 条第 4 項）といった新型インフルエンザ等対策特別措置法に定めるものに加え、共同での訓練の実施に努めることなど、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておくこととしています。
計画が実行可能か DMAT のように各部課や高松市を含めて連携した実践的な合同の訓練をなさる予定でもあるのでしょうか。	県・市町・指定（地方）公共機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施し、又は他の機関が実施する訓練に参加することとしています。今後具体的な取組を検討してまいります。
「今冬の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」各県の衛生・介護保険・障害保健福祉及び児童福祉部あてに令和 6 年 11 月 26 日に厚生労働省から出た事務連絡を参考にして、本計画だけでも医療機関・高齢者施設・障害者施設及び消防機関等との連携が可能ですか。	医療機関・高齢者施設・障害者施設及び消防機関などの関係機関と適切に連携し、新型インフルエンザ等対策を推進いたします。
人材育成に関すること	
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、香川県新型インフルエンザ等対策行動計画を健康福祉総務課が改定することであるが、パンデミック（対応期）がいつ起こるか分からず、保健所は、準備期に行う専門性の高い人材確保・体制整備・	準備期においては、新型インフルエンザ等発生時に十分な対応ができるよう、予防計画に基づき、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年 1 回以上の研修・訓練（他の機関が実施する研修及び訓練への参加を含む。）を実施

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
人材育成及び連携体制構築について、実効性確保の期間はどの程度を予定していますか。	することとしており、継続的に人材育成・対応能力の向上を図ることとしています。
本計画の準備期に予定されている地域での専門性の高い人材育成の実効性確保の期間は1年間ですか。	上記と同様です。
訪日外国人の増加を期待して高松空港の整備が計画されており、同時に本計画に従い検疫等に必要な人材等の具体的な計画を準備期にされていますか。	検疫業務は、国において行われますが、県としては、検疫業務が円滑・効果的に行われるよう必要な協力を行います。
情報提供に関すること	
公衆衛生医師の理事・医療調整監・医療主幹・保健所長及び保健師等を含め、例えば、最近の mRNA ワクチンとウイルスとの関係やワクチンの種類選択・接種効果等を県民が十分に理解できるような分かりやすい情報提供をどの程度の期間でできるようになりますか。	県民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民の関心事項等を踏まえつつ、国・国立健康危機管理研究機構（JIHS）等から提供された情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有することとしています。
感染症は、新型コロナウイルス感染症だけの単独でなく、例えば、今年のように季節性インフルエンザ・マイコプラズマ肺炎等と同時に流行し、実践する臨床医はあらゆる可能性を念頭に診療しており、適時・適切な情報提供が必要です。	いただいたご意見のとおりと考えています。